

新潟市教育委員会保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領

第1 目的

この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、新潟市教育委員会における保有個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領で使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

第3 管理体制

1 総括保護管理者

総括保護管理者を置くこととし、教育委員会事務局教育次長（学校管理・生涯学習担当）をもって充てる。

総括保護管理者は、保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

2 保護管理者

保有個人情報を取り扱う所属において、新潟市事務専決規程（平成19年訓令第9号）第2条に掲げる課等の長は保護管理者として、当該所属における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護担当者

所属に、保護担当者を置くこととし、保護管理者がこれを指定する。保護担当者は保護管理者を補佐し、当該所属における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

4 監査責任者

監査責任者を一人置くこととし、総括保護管理者がこれを指定する。原則、教育総務課長とし、事案に応じて他の者を指名することができる。監査責任者は、保有個人情報の管理状況について監査する任に当たる。

5 保有個人情報の適切な管理のための委員会

総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

第4 教育研修

1 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む一般職並びに派遣労働者をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、所属における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

- 3 保護管理者は、当該所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修等への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第5 職員の責務

職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第6 保有個人情報の取扱い

1 アクセス制限

- (1) 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

2 複製等の制限

職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 誤りの訂正等

職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

4 媒体の管理等

職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

5 誤送付等の防止

職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、当該保有個人情報の秘匿

性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

6 廃棄等

- (1) 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。
- (2) 保護管理者は、保有個人情報を削除した場合又は保有個人情報が記録されている媒体を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。これらの作業を委託する場合には、委託先（再委託先を含む。）が確実に削除または廃棄したことについて、証明書等により確認する。

7 保有個人情報の取扱状況の記録

保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

8 外的環境の把握

保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第7 保有個人情報の提供

- 1 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。
- 2 保護管理者は法第 69 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第 70 条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、法第 69 条第 2 項第 3 号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第 70 条の規定に基づき、上記 1 及び 2 に規定する措置を講ずる。

第8 保有個人情報の取扱いの委託

1 業務の委託等

- (1) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

(2) 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託しようとするときは、委託先において、法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか否か管理体制等の必要な事項について書面で確認を行い、必要があると認めるときは、委託先における保有個人情報の管理の状況について、実地の監査又は調査等を行う。

2 再委託

(1) 委託先が当該業務の全部又は一部を再委託しようとする場合、再委託先について、上記1-(2)を準用する。

(2) 保護管理者は、必要があると認めるときは、委託先が再委託先に対して保有個人情報の取扱いに関し必要かつ適切な監督を行っていることを検査の実施等により確認する。

3 派遣労働者の派遣を受ける場合の措置

保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等の保有個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第9 安全管理上の問題への対応

1 事案の報告及び再発防止措置

(1) 職員は、保有個人情報の漏えい等安全管理上、問題となる事案の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに保護管理者に報告する。

(2) 報告を受けた保護管理者は、直ちに事実関係を確認したうえで、総括保護管理者及び教育長、教育次長（学校教育担当）に報告する。また別途、市政情報室及び、秘書課、副市長を経て市長に順次報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。

(3) 保護管理者は、保有個人情報の漏えい等の内容、影響等に応じて、保有個人情報の本人への対応、事実関係の公表等の措置を講ずる。

(4) 保護管理者は、上記(3)の措置を講じたのち、速やかに保有個人情報の漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

2 法に基づく報告及び通知

保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記(1)～(4)までと並行して、速やかに所定の手続きを行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

3 公表等

法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応策を講ずる。また、市民の不安を招きかねない事案（例えば、公表を行う漏

えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに委員会へ情報提供を行うことを検討する。

第10 監査及び点検の実施

1 監査

監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

2 点検

保護管理者は、所属における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

3 評価及び見直し

総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認められるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第11 他の要綱等との関係

他の要綱等の規定により保有個人情報の管理に関する事項について、この要領と別段の定めが設けられている場合にあつては、この要領に定めるもののほか、当該要綱等に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。